

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人もくせい会の評議員及び役員が、法人及び施設の職務により、出張または職務に従事した時に支給する役員報酬及び旅費、退任に関し、必要な事項について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第 3 条 理事長及び評議員・役員が理事会・評議員会に出席した時は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

尚、書面等により可否の意思を表明することについても、会議へ出席したものとみなす。

(役員及び評議員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会出席以外で日常の業務遂行の為に施設に勤務した場合は別表 2 により報酬を支払うことができる。

但し、当法人を主たる勤務場所とし、法人の職務に専ら従事する者は当法人給与規程に基づいて職員給与を支給し、本規程の役員報酬は支給しないものとする。

2 理事及び評議員が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

但し、本会給与規則に基づき給与を受ける役員については支給しない。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表 1 により報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は評議員会に係る報酬は支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費等は実費とする。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととする。必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(役員等の退職)

第7条 役員及び評議員の退任については、退任慰労金を支給する。

- 2 前項の退任慰労金は、別表4により支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は平成29年 7月 1日から施行する。
この規程は令和 2年12月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 6月16日から施行する。